

○ 銀行法施行令第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第五十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（債務の保証以外のオフ・バランス取引）</p> <p>第三条 規則第十四条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 自己資本比率告示第七十九条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第一項第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第七十九条第四項に規定する長期決済期間取引</p> <p>三 「略」</p>	<p>（債務の保証以外のオフ・バランス取引）</p> <p>第三条 規則第十四条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 自己資本比率告示第七十九条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第一項第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第七十九条第二項に規定する長期決済期間取引</p> <p>三 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

○ 信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第一百三十五条の五第二項、第一百四十四条第二項及び第四項、第一百五十五条第一項並びに第一百七十七条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第五十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（債務の保証以外のオフ・バランス取引）</p> <p>第三条 規則第十四条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 自己資本比率告示第七十三条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第七十三条第四項に規定する長期決済期間取引</p> <p>三 〔略〕</p>	<p>（債務の保証以外のオフ・バランス取引）</p> <p>第三条 規則第十四条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 自己資本比率告示第七十三条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第七十三条第二項に規定する長期決済期間取引</p> <p>三 〔同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項、第五十二条第一項並びに第五十四条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第五十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分~~を~~これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（債務の保証以外のオフ・バランス取引）</p> <p>第三条 規則第十四条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第四項に規定する長期決済期間取引</p> <p>三 〔略〕</p>	<p>（債務の保証以外のオフ・バランス取引）</p> <p>第三条 規則第十四条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第二項に規定する長期決済期間取引</p> <p>三 〔同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。